

知っておきたい! 税のこと

問合 税務課市民税G 内線2201~2204

平成29年度市・県民税の主な変更点

◆給与所得控除の見直し

平成26年度税制改正により、給与所得控除の見直しが行われ、給与所得控除の上限額が段階的に引き下げられます。

区分	現行(平成26年度~平成28年度課税分)	平成29年度課税分	平成30年度以後の課税分
上限額が適用される給与収入額	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

◆日本国外に居住する親族に係る扶養控除等書類の添付等の義務化

平成27年度税制改正により、平成28年1月1日以後に支払われる給与等に係る確定申告や市・県民税の申告等において、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合は、「親族関係書類」および「送金関係書類」の添付または提示が必要となります。

親族関係書類

※親族・送金関係書類が外国語で作成されている場合は、翻訳文を添付する必要があります。

次の1または2のいずれかの書類で、国外居住親族が納税者の親族であることを証するもの。

- 1 戸籍の附票の写し、その他、国・地方公共団体が発行した書類および当該国外居住親族の旅券の写し。
- 2 外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類(国外居住親族の氏名、生年月日および住所(居所)の記載があるもの)。

送金関係書類

次の1または2のいずれかの書類で、納税者がその年において国外居住親族の生活費または教育費に充てるための支払いを必要の都度行ったことを明らかにするもの。

- 1 金融機関の書類またはその写しで、金融機関が行う為替取引により、納税者からその国外居住親族に支払いをしたことを明らかにする書類(送金依頼書など)。
- 2 いわゆるクレジットカード発行会社の書類または写しで、クレジットカードを発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと、およびその購入代金に相当する額を納税者から受領したことを明らかにする書類(クレジットカード利用明細書など)。

年末調整について

毎月の給料やボーナスから所得税が源泉徴収され、12月に年末調整で所得税の過不足が精算されることになっています。年末調整の対象となる方は、勤務先に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している方です。

年末調整をすることによってその年の所得税の税額が確定するため、確定申告をする必要はありませんが、次の場合などは確定申告を行う必要があります。

- ・給与収入が2000万円を超える場合
- ・平成28年中に支払った医療費があり、医療費控除が必要な場合
- ・給与所得および退職所得以外に20万円を超える所得がある場合
- ・2か所以上の事業所などから給与・賃金を受けている場合(所得の要件等により確定申告をする必要がない場合もあります)

問合

所得税(177)
津島税務署 ☎26-2161
市・県民税(177)
税務課市民税G
内線2201~2204



個人市・県民税(個人住民税)の特別徴収推進について

事業者が所得税の源泉徴収義務者である場合、地方税法および各市町村の条例の規定により、特別徴収義務者として従業員の毎月の給与から個人市・県民税を特別徴収していただくこととなります。

市では、平成26年度より、原則として特別徴収義務者に指定し、特別徴収税額決定通知書を送付しています。事業主の方々のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

特別徴収の対象になる方

前年中に給与の支払いを受け、かつ当年の4月1日に給与の支払いを受けているすべての従業員(パート・アルバイトも含む)

特別徴収の対象にならない方

- ・退職者(退職予定者を含む)
- ・2か所以上の事業所から給与の支払いを受け、他の事業所で特別徴収が行われている方
- ・毎月の給与支給額が少なく、個人市県民税を特別徴収しきれない方
- ・給与が毎月支給されていない(不定期な)方

問合せ 税務課市民税G

内線2201~2204

パート収入と税(夫婦・親子と税)

年末調整や確定申告で、配偶者控除や配偶者特別控除、または扶養控除の対象とされる方に、パート収入があると、その収入金額によって、次のような注意が必要です。

- ① 配偶者控除または配偶者特別控除を受けられるかどうか。
 - ② 扶養控除を受けられるかどうか。
 - ③ 控除の対象となる方自身に税金がかかるかどうか。
- パート収入は通常、給与所得になりますので、その場合は左表のようになります。

パート収入と税金および各種控除

パート収入金額	市・県民税		所得税	配偶者控除	配偶者特別控除	扶養控除
	均等割	所得割				
93万円以下	かからない	かからない	かからない	38万円(33万円)	受けられない	38万円(33万円)
100万円以下						
103万円以下						
103万円超105万円未満	かかる	かかる	かかる	受けられない	38万円(33万円)	受けられない
105万円以上110万円未満					36万円(33万円)	
110万円以上115万円未満					31万円	
115万円以上120万円未満					26万円	
120万円以上125万円未満					21万円	
125万円以上130万円未満					16万円	
130万円以上135万円未満					11万円	
135万円以上140万円未満					6万円	
140万円以上141万円未満					3万円	
141万円以上						

注1 市・県民税および所得税の「かかる」については、生命保険料控除、扶養控除等の有無により、かからない場合もあります。
注2 配偶者控除、配偶者特別控除、および扶養控除の()内の金額は、市・県民税の控除額です。

参考

扶養控除については、扶養親族の年齢により控除額が異なります。

扶養親族	区 分		控 除 額	
	年 齢	生 年 月 日	所得税	市・県民税
年少扶養	0歳~15歳	平成13年1月2日 以後	なし	なし
一般扶養	16歳~18歳	平成10年1月2日 以後 平成13年1月1日 以前	38万円	33万円
	23歳~69歳	昭和22年1月2日 以後 平成6年1月1日 以前		
特定扶養	19歳~22歳	平成6年1月2日 以後 平成10年1月1日 以前	63万円	45万円
老人扶養	70歳~	昭和22年1月1日 以前	48万円	38万円

※老人扶養親族のうち、扶養者またはその配偶者の直系尊属(父母・祖父母等)で、同居の常況にある親族の場合は、加算額(所得税:10万円、市・県民税:7万円)があります。

ます。ただし、年末調整や確定申告をされる方の合計所得が1000万円を超える場合には配偶者特別控除を受けることができません。

問合せ 税務課市民税G

内線2201~2204